

# 新型コロナウイルス感染症に関する皆さまへのお願い

在インド日本国大使館

令和3年4月26日

## 1 インドの感染状況

- インドは、外務省が発出している感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」の対象とされています。
- 1日あたりの新規陽性者数は、4月26日付インド保健省の公表では35万件を超える（過去最大）など感染の再拡大が続いています。陽性率も1月から2月にかけて1%台まで改善しましたが、現在は20%程度に上昇しています。インド全土で急激な感染者増が続いており、注意が必要です。
- インド国内における邦人の感染も、これまで多くの事例が確認されてきました。特に3月以降、各地の感染再拡大に伴い、新規の邦人感染事例が急激に増加しています。これまで確認されたところでは、会社内でクラスターが発生したと考えられるケースもあるほか、陽性が確認された方の中には、肺炎等の重症化の兆候が見られた方もおり、自宅療養では対応できない事例も多くありますが、以下のとおり医療機関の受け入れ体制はひっ迫しています。

## 2 医療提供体制

- 新型コロナウイルスに感染した場合、約8割のケースは、無症状又は軽症とされていますが、約2割のケースは重症化し、中には死に至るケースもあります。  
現在、インドでは死亡率は1.1%<sup>(※1)</sup>となっており、世界平均の2.1%<sup>(※2)</sup>を下回っていますが、新規陽性者が増えていること、人口構成が極めて若く高齢化率が低いこと等も踏まえると、統計上の死亡率のみをもって個別（個人）の重症化リスクを判断することは実態を見誤りかねず、十分注意が必要です。また、最近の事例では、若年者であっても重症化する事例が報告されています。  
(※1) インド保健・家庭福祉省ホームページ資料を基に算出。  
(※2) WHO ホームページ (situation report) を基に算出。
- 新型コロナウイルスに対応する当地の医療提供体制に関して、在留邦人の多くが居住する大都市部における医療機関では体制がひっ迫した状況が続いており、ICU（集中治療室）のみならず、一般病床も入院が困難な状況が生じています。加えて、そもそもPCR検査の受検が困難、または、受検できても結果が出るのに従来よりも時間を要する状況となっています。

- また、入院できた場合にも、日本の専門医療機関において行われている新型コロナウイルス感染治療のガイドラインに沿った医療と同様の治療を受けることは必ずしも期待できない点に留意する必要があります。
- こうした中、大都市圏では、病床のみならず、医療用酸素や医薬品が不足し、新規入院を断る、入院しても十分な治療が受けられない等の報道も後を絶たず、4月25日付死者数は、デリー準州で350人（3月25日付5人）、ハリヤナ州で64人（3月25日付7人）、西ベンガル州で57人（3月25日付4人）、タミルナド州で82人（3月25日付11人）、カルナータカ州で143人（3月25日付10人）、マハラシュトラ州で832人（3月25日付111人）、グジャラート州で157人（3月25日付7人）が確認されるなど、状況は深刻化しています。

### 3 皆さまへのお願い

#### (1) 基本的な考え方

- 現下の状況に鑑みれば、感染リスクが急激に高まっていることに留意が必要です。インド政府も、適切なコロナ予防対策の徹底がされていないこと、いわゆるコロナ疲れがみられること等を感染再拡大の要因としてあげ、再三にわたり国民に注意を促しています。
- 加えて、インドにおいても変異株（英国型、南アフリカ型、ブラジル型のほか、インドで新たに検出された型）が多数確認されており、インド政府は英国や南アフリカ、ブラジル等からの入国者やその濃厚接触者の健康状態のフォローアップや陽性例の詳細な解析等を進めています。インド政府によれば、現時点において変異株と最近の感染再拡大との関連性は認められていないとしていますが、十分に警戒する必要があります。
- こうした状況を受け、多くの都市圏で、昼夜を問わない終日外出禁止措置や夜間外出禁止措置を実施しています。詳細は大使館、総領事館からの領事メールで情報提供をしていますので、参照の上、行動に十分留意願います。
- ワクチンに関しては、インド保健省中央医薬品基準管理機構（CDSCO）は Serum Institute of India 社の「Covishield」、Bharat Biotech 社の「Covaxin」の2つのワクチンにつき、緊急事態下での制限付き使用を承認し、1月16日以降、医療従事者、前線労働者、60歳以上の高齢者及び45歳以上の既往症のある者向けに優先接種が開始されています。4月1日からは45歳以上の者全員に接種対象が拡大されました。4月13日にはスプートニクVが緊急承認されました。  
さらに、インド政府は4月19日、ワクチンの接種年齢を5月1日以降、18歳以上に拡大することを発表しました。  
 インド政府は昨年12月に優先接種の対象者を3億人と見込み、7～8月までに接種を行うと述べてきましたが、実際に広く接種が行きわたるには時間を要するものと

見込まれます（4月26日午前8時保健省公表：延べ141,911,223件，2回接種完了は22,645,437人）。

- インド国内における外国人（日本人含む）の接種に関しては，4月1日以降，インド人と同様に年齢上の要件を満たせば接種対象となる旨説明を受けています。他方，ワクチン接種によって副反応や有害事象が起きた場合の補償については確認されていない点や，有害事象データの公表が十分に行われていない点には十分に注意する必要があります。
- 以上の状況を踏まえ，この過去に例をみない規模の感染拡大の状況の中，これまで以上に，不要不急の外出の自粛，3密の回避，頻繁な手指の消毒など，予防措置を徹底していただくようお願いいたします。運転手等の使用人からの感染が疑われる例も少なくありません。使用人や運転手の出勤を最小限にし，自身が濃厚接触者にならないためにできる限りの対策を講じることも重要です。引き続き，随時大使館から提供している情報や，以下の「感染予防」，「感染が疑われる場合の実効性のある対応手順の確認」の徹底をお願いします。なお，ワクチンは臨床試験等のデータから発症予防や重症化予防に効果があることが分かっていますが，それは必ず感染を予防できるということではないとされています。ワクチンを接種しても油断することなく，日頃の感染対策に十分注意することが必要です。

## （2）感染予防

- 皆さま一人一人が可能な限りの予防策に努めていただくようお願いいたします。企業におかれては，感染防止対策の駐在員等への徹底をお願いします。邦人同士の集まりの場でも十分な注意が必要です。

### <予防策の例>

- ・ 不要不急の外出を控えることや，会社等での打ち合わせや会議もオンラインやテレワークに切り替える等，極力，他者との接触機会を減らす工夫をする。
  - ・ マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保，手洗いを徹底する。
  - ・ いわゆる3密「密集・密接・密閉」の回避を心がける。
  - ・ 会社ではインド人スタッフも含めた社員の健康状況の確認や，予防策を周知徹底する。
  - ・ 私生活での運転手やメイドに対しても，健康状況の確認や，予防策を周知徹底する。
- これまでに邦人の感染が確認された例では，全く症状がなかったもののたまたま検査を受けたところ陽性が確認されたという事例が複数報告されています。これによりクラスターの可能性が拭いきれなかったことから，一定期間の閉鎖に追い込まれたところもあります。普段から，職場内に無症候感染者がいるかもしれないという前提で，ソーシャルディスタンスの確保，マスクの常時着用を含め，職場内での感染対策を十分行っておくことが必要です。

### (3) 感染が疑われる場合の実効性のある対応手順の確認

- 前述のとおり、インド国内においても、これまでに多くの邦人が検査の結果陽性と判断されています。感染予防策のみならず、感染が疑われる場合の個々人の判断や対応が、その後のクラスター形成防止や周囲の社会への感染拡大防止につながることに、併せて十分留意していただくようお願いします。
- 感染が疑われる状況を検知した場合には、
  - ① まず、本人は、自身の判断のみによらず、会社の上司や同僚、産業医やかかりつけ医、感染症専門医や呼吸器専門医などに極力早期に相談していただくようお願いします。
  - ② 次に、企業等であれば、体調の異変を察知した瞬間に、その方及びその同居者等を自宅待機としていただくとともに、過去数日の行動を確認し、濃厚接触者がいれば同じく自宅待機を求める等の対応を行ってください。
- 「多少の体調の異変」であっても「早期に報告する」ことを通じて、万一の場合にも周囲への影響を最小限にすることを考え、行動していただくようお願いします。

#### <参考>

なお、新型コロナウイルスは様々な症状を呈する病気です。熱、咳等の風邪症状や味覚・嗅覚の障害だけでなく、倦怠感、咽頭痛、下痢、頭痛、筋肉痛や関節痛などの痛み、腹痛、結膜炎、皮膚の発疹など、あらゆる症状に留意していただく必要があります。

- また、邦人の感染事例でも、職場のインド人スタッフから感染したと思われる事例も多く発生しています。インド人スタッフ本人はもちろんのこと、その家族等同居者に体調不良があった場合も報告してもらい適切に対応する必要があります。
- 最後に、症状が悪化した場合に備えて、あらかじめ、
  - ① 医療機関のかかり方や入院が必要な場合の手続等（医療機関の受診サポートサービスや仲介サービスを行う事業者の利用手順、実際にかかる医療機関の連絡窓口等）について、日頃から確認して万全を期していただくとともに、
  - ② 症状不安や治療方針に関する相談等、必要な場合に日本の医師（産業医やかかりつけ医、専門医等）に相談できる体制の確立に努めていただくようお願いします。
- 在留邦人の皆さまにおかれましては、今一度、感染予防や、感染が疑われる場合の実効性のある対応手順をご確認いただくとともに、それぞれの健康に十分ご留意いただくようお願いいたします。